



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託（経営金融課） 1
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 1

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・3件（県民生活課） 2
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） 3
- 宅地建物取引業者の事務所所在地及び所在を確知することができない旨の公告（建築指導課） 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 5
- 二級建築士の懲戒処分（建築指導課） 6
- 二級建築士事務所の登録の取消し（建築指導課） 6

告 示

沖縄県告示第352号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成24年 6月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 委託した収納事務 旧中小企業設備近代化資金貸付金の元金償還金の収納事務
- (2) 受託者の名称及び所在地
 - ア 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - イ 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- (3) 委託期間 平成24年4月2日から平成25年3月31日まで
- 2 (1) 委託した収納事務 平成24年度中小企業高度化資金貸付金の元金償還金の収納事務
- (2) 受託者の名称及び所在地
 - ア 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - イ 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- (3) 委託期間 平成24年4月23日から平成25年3月31日まで

沖縄県告示第353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年 6月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	南風原町字宮平及び字新川の区域のうち、次の図に示す区域	

大名(1)	(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
大名(2)	南風原町字宮平及び字新川の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
新川(1)	南風原町字兼城及び字新川の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
新川(2)	南風原町字新川の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
兼城	南風原町字兼城の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
津嘉山	南風原町字津嘉山の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
宮平350-A 29-07	南風原町字宮平の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。)	土石流
大名 1	南風原町字大名及び字宮城の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。)	地滑り
大名 2	南風原町字大名、字新川及び字宮平の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。)	地滑り
新川	南風原町字新川及び字宮平の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。)	地滑り
兼城	南風原町字兼城及び字宮平の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南風原町役場において縦覧に供する。)	地滑り

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年7月9日まで縦覧に供する。

平成24年6月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年5月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人琉球セラピスト協会
- 3 代表者の氏名 國吉淳
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里末吉町4丁目2番地19コーポ23 203号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者、子供達を主とした地域社会みんなが健康で自律した生活を営んでいくために必要な事業を行い、人材育成・知識の普及・失業率の改善を図り人々が安心して暮らせるまちづくりなど広く公益に貢献する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年8月3日まで縦覧に供する。

平成24年6月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年6月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワールドクィーン沖縄
- 3 代表者の氏名 並里文子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市大山六丁目27番11号コーポコーキ102号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県民及び留学生に対して、学術・文化・芸術・留学生協力支援・環境保全に関する事業を行い、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年8月6日まで縦覧に供する。

平成24年6月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年6月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ていーらぶい
- 3 代表者の氏名 佐喜眞末子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市伊佐一丁目6番21号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす精神障がい者等の方々の方が地域で暮らす一員として自立した生活が送れるよう、憩い及び暮らしの場を提供するとともに、生活相談や生活支援、地域交流の事業さらに就労支援事業等を行い、もって、障がい者の福祉の増進及び地域住民の精神保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成24年6月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年5月24日
(2) 商号名 ディーケーエス株式会社
(3) 代表者名 金城勝義
(4) 所在地 那覇市曙1丁目8番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-19）第715号、沖縄県知事 許可（般-19）第715号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年5月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年5月25日
(2) 商号名 牧港建設株式会社
(3) 代表者名 平良平長
(4) 所在地 浦添市伊祖一丁目21番2号201
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-22）第848号、沖縄県知事 許可（般-22）第848号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年5月11日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年5月28日

- (2) 商号名 株式会社重建
 - (3) 代表者名 比嘉真也
 - (4) 所在地 那覇市首里末吉町4丁目2番地23
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21)第7621号、沖縄県知事 許可(般-19)第7621号、沖縄県知事 許可(般-24)第7621号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年4月23日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成24年5月30日
- (2) 商号名 有限会社和開発
 - (3) 代表者名 和宇慶朝夫
 - (4) 所在地 うるま市字喜屋武599番地6
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第8365号、沖縄県知事 許可(般-22)第8365号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年5月11日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成24年5月30日
- (2) 商号名 株式会社明興
 - (3) 代表者名 平仲吏
 - (4) 所在地 宜野湾市大謝名五丁目21番24号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21)第9599号、沖縄県知事 許可(般-19)第9599号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年5月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成24年6月1日
- (2) 商号名 盛工務店
 - (3) 代表者名 下地盛彦
 - (4) 所在地 豊見城市字嘉数482番地の2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20)第10600号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年5月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成24年6月1日
- (2) 商号名 尚平工業株式会社
 - (3) 代表者名 平良昭
 - (4) 所在地 那覇市具志3丁目17番7号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19)第4627号、沖縄県知事 許可(般-19)第4627号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年5月9日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成24年6月5日
- (2) 商号名 有限会社丸栄組
 - (3) 代表者名 城間茂雄
 - (4) 所在地 那覇市与儀2丁目9番2号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第1759号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成24年5月10日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成24年6月5日
- (2) 商号名 有限会社みね造園
- (3) 代表者名 赤嶺勇助
- (4) 所在地 那覇市宇栄原5丁目28番38号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19)第5090号、沖縄県知事 許可(般-19)第5090号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年5月11日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成24年6月6日
- (2) 商号名 有限会社大崎産業
- (3) 代表者名 手登根正枝
- (4) 所在地 宮古島市伊良部字国仲86番地の6
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第10110号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年5月29日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により、次の宅地建物取引業者の事務所の所在地及び所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成24年6月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1(1) 名称及び代表者氏名 太志住宅 古謝有則
- (2) 免許年月日及び免許証番号 平成19年8月1日 沖縄県知事(11)第140号
- 2(1) 商号及び代表者氏名 有限会社プラスファイン 下地あや子
- (2) 免許年月日及び免許証番号 平成20年1月12日 沖縄県知事(3)第3217号
- 3(1) 商号及び代表者氏名 株式会社スリープロ 吉田透
- (2) 免許年月日及び免許証番号 平成21年5月7日 沖縄県知事(1)第4040号
- 4(1) 商号及び代表者氏名 有限会社沖縄相互開発 宮城史京
- (2) 免許年月日及び免許証番号 平成20年12月19日 沖縄県知事(1)第3999号
- 5(1) 商号及び代表者氏名 合資会社近藤土地建物 近藤義行
- (2) 免許年月日及び免許証番号 平成19年9月21日 沖縄県知事(1)第3873号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年6月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年3月15日 沖縄県指令土第202号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字瑞慶覧517番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 アメリカ合衆国カリフォルニア州フェアフィールド市ドーバー通り2801番225号 崎原豊、宜野湾市上原一丁目15番11号アーバンライフハート2B 松田亨
- 5 検査済証番号 平成24年6月13日 第3003号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月18日

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項第1号の規定により、次のとおり二級建築士の業務停止の処分をした。

平成24年 6月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 処分をした年月日 平成24年 6月13日
- 2 処分を受けた建築士
 - (1) 氏名 稲嶺盛良
 - (2) 建築士の別 二級建築士
 - (3) 登録番号 沖縄県知事登録第3272号
- 3 処分の内容 平成24年 6月29日から 1月間の業務停止
- 4 処分の原因となった事実 建築士事務所の開設者である上記建築士が建築士法第24条第2項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を置いていないことが、同法第10条第1項第1号に該当する。

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項第2号の規定により、次のとおり二級建築士事務所の登録を取り消した。

平成24年 6月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 監督処分をした年月日 平成24年 6月13日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所
 - (1) 名称及び所在地 まるい造形 沖縄県国頭郡恩納村字真栄田1617番地
 - (2) 開設者の氏名 稲嶺盛良
 - (3) 建築士事務所の別 二級建築士事務所
 - (4) 登録番号 沖縄県知事登録第204-1062号
- 3 監督処分の内容 建築士事務所の登録の取消し
- 4 監督処分の原因となった事実 二級建築士事務所まるい造形の開設者である稲嶺盛良が、建築士法第24条第2項に規定する登録講習機関が行う講習を修了した建築士事務所を管理する建築士を置いていないことが、同法第26条第1項第2号に該当する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---